媒介条件表

媒介の種類	手形貸付の媒介 証書貸付の媒介 極度方式基本契約の媒介 手形割引の媒介 売渡担保の媒介
媒介手数料の計算方法 (媒介手数料の割合を含む。)	契約により規定する (媒介金額の 5.0%以下) (元金 × 5.0% 乃至 それ以下のパーセンテージ)
媒介先の貸付利率	実質年率 最高 5%
媒介先の返済方法	イ. 一括返済方式 ロ. 元利均等返済方式 ハ. 元金均等返済方式 ニ. 自由返済方式 ※媒介先の条件による
媒介先の返済期間・返済回数	イ. 1ヶ月~120ヶ月 ロ. 3ヶ月~120ヶ月 (3回~117回) ハ. 3ヶ月~120ヶ月 (3回~117回) 契約により規定する
貸金業取扱主任者の氏名	宮内 康治
指定紛争機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
媒介先・業社名	媒介案件による